

【1】窓口に来た方 ご記入ください(必須)。代理人含む。

住 所			
フリガナ		電 話 番 号	() —
氏 名		番 号	
生年月日	西暦・大正・昭和・平成・令和	年	月 日

法人請求の方は、下記もご記入ください(印鑑登録証明書は不可)。

法人請求	所在地：
	名 称： ㊟ 電話番号： - -

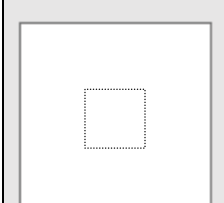
【2】どなたの証明が必要ですか？(印鑑登録含む) ☒もしくは、ご記入ください。

☐ 本人 (右欄記入なし)	その他記入 ➡	フリガナ			
		氏 名	(印鑑登録のみ自署のこと)		
		生年月日	西暦・大正・昭和・平成・令和	年	月 日
		住 所	岡谷市	(戸籍の請求の場合は不要)	

【証明書がほしい】 何の証明が必要ですか？(複数可) 必要なものに☑及びご記入ください。

☐ 住民票の写し等(世帯全員/個人/除票/記載事項証明)【1通300円】	
あなたとの 関係に ☒	☐ 本人 ☐ 同一世帯 ☐ 別世帯(委任状がある) ☐ 別世帯 (委任状がない【別途：権限確認資料が必要】)
☐ 戸籍証明書【1通 戸籍謄抄本450円/除籍謄抄本750円/身分証明300円/受理・届書等証明350円】	
☐ 戸籍の附票の写し【1通 300円】	
必要な方の 本籍を記入	ご記入ください <u>筆頭者</u> ☐ 記入した本籍が岡谷市 ☐ 記入した本籍が岡谷市以外(関係②の場合は発行できません)
あなたとの 関係に ☒	① ☐ 本人 ☐ (A)の配偶者 ☐ 父母 ☐ 祖父母 ☐ 子 ☐ 孫 ② ☐ 委任状がある ☐ 委任状がない(別途：権限確認資料が必要)
【権限確認事項】住民票もしくは戸籍関係証明の請求で、「関係」欄の「 ☐ 委任状がない」を選んだ方は、確認必須です。	
目的(理由)	☐ 相続 ☐ 年金 ☐ ビザ ☐ ほか ()
提 出 先	☐ 岡谷年金事務所 ☐ () 年金事務所 ☐ 法務局 ☐ ほか ()
☐ 印鑑登録証明書【1通 300円】(注) 印鑑登録証を提示してください。	
登録番号を記入	本人 其他
必要枚数を記入	枚

【印鑑登録をしたい】 印鑑の登録・廃止等をしたい方 必要な手続きに☑をしてください。

☐ 印鑑を登録する ☐ 印鑑登録の廃止(☐ 印鑑登録証の亡失 ☐ 印鑑の亡失) ☐ 印鑑登録証の再交付		
登録印鑑を押印	保証書・委任状	
	私は印鑑登録の【申請者が本人に相違ないことを保証します。】【手続きを上記代理人に委任します。】	
	住 所	※印鑑亡失以外は、 登録印を押印のこと。 
	氏 名 (自署のこと)	
生年月日	大正・昭和・平成・令和	年 月 日

※消せるボールペンで書かないでください。

無料証明について 希望される方は、使用目的が確認できる書類等を窓口に提示してお申し出ください。

○以下の法律に基づく支給、給付、補償を受けようとする方は、無料で戸籍証明書をお渡しいたします。

国民年金法、厚生年金保険法、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律、国家公務員共済組合法、私立学校教職員共済法、地方公務員等共済組合法、小規模企業共済法、農林漁業団体職員共済組合法、中小企業退職金共済法、独立行政法人農業者年金基金法、社会福祉施設職員等退職手当共済法、国民健康保険法、健康保険法、雇用保険法、船員保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、公害健康被害の補償等に関する法律、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律、国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、石綿による健康被害の救済に関する法律、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律、ハンセン病患者者家族に対する補償金の支給等に関する法律、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律

○以下の法律の条文に該当する場合には、戸籍証明書をお渡しいたします。

労働基準法第111条、船員法第119条

【職員使用欄】以下の欄は記入しないでください。

□住民票の写し

1通300円

□世帯全員

通

□個人

通

□除票

通

□記載事項証明

1通300円

通

□基本4項目＋（

）

□喪主請求

□公的年金

【記載事項】

□世帯主・続柄

□本籍・筆頭者

□マイナンバー

□住民票コード

□旧氏名

□旧世帯主・続柄

□旧本籍・筆頭者

□旧住所

□外国人の固有項目

【

】

□戸籍証明書（出生死亡等：□本籍地のみ □非本籍地あり） 灰色部分：岡谷市以外の証明が可能なもの

戸籍	□ 謄本（全部事項証明）	450円	通	内	□ 受理証明	350円／通	通
	□ 抄本（個人事項証明）	／通	通		【□ 婚姻届 □ 離婚届 □（ ）届】		
□ 死亡記載のみ □ 出生～死亡 □ 出生～婚姻 □ 婚姻～死亡 □（ ）				通/セツト	□ 届書等情報内容証明 350円／通 通 □ 届書記載事項証明 【□ 出生届 □ 死亡届 □ 婚姻届 □（ ）届】 【届出日：昭和・平成・令和 年 月 日】		
改製原	謄：□ 平成 □ 昭和	750円／通	通	内	□ 身分証明 300円／通 通		
	抄：□ 平成 □ 昭和		通		□ 独身証明 通		
除籍	□ 全部 □ 謄本	／通	通	内	□ 戸籍 識別符号発行 400円／通 通		
	□ 個人 □ 抄本		通		□ 除籍 識別符号発行 700円／通 通		
戸籍	□一部事項証明	記載事項	350円/通	通			
除籍	□一部事項証明		450円/通	通			

□戸籍の附票の写し

1通300円

□全部

通

□一部

通

□除籍全部

通

□除籍一部

通

必要な住所

□ 請求対象者の最終住所

□（ ）記載

□ 岡谷にあるもの全て

記載事項

氏名・住所・生年月日・性別・住定日

↓記載が必要な場合はチェック

□本籍及び筆頭者

□在外選挙登録地

□住民票コード

□印鑑登録証明書（□登録証 □マイナンバーカード） 1通300円 通 【世帯一覧 有・無】

□印鑑登録証交付（□交付300円 □再登録500円）【登録番号】 【廃印番号】

照会書	照会書番号	第	号	発送者	回答書	確認年月日	確認者			
	発送年月日	年	月	日		印	年	月	日	印
	回答期限	年	月	日						
本人確認資料	1点	免、旅、個力、住力(写真：有)、障、在力、学(公)、運経、ほか（ ）								
	2点	保険証等（国保／後期／健保／介護／共済）、年手、年証、住力(写真：無)、印鑑登録証明書（申請書に押印したもの）、ほか（ ）								
		学(法・私)、社員証、岡谷市民病院診察券、福祉医療費受給者証、ほか（ ）								
権限確認書面	提示	□ 社員証 □ 身分証明書 □ 補助者証 □ ほか（ ）								
	提出	□ 委任状 □ 陳述書 □ 戸籍謄本 □ 登記／代表者事項証明書 □ 資格証明書 □ 契約書 □ ほか（ ）								
受付	処理	発行	確認	聴聞（有・無）	1 家族構成（ ）人世帯 2 本籍・筆頭者 3 行政区（ ）区 4 ほか（ ）	主務者	主幹	課長		
		出生死亡	交付（可・否）							

【備考欄】